#### 議会第6号議案

### 大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年12月17日

議会運営委員会委員長 山 北 正 久

大村市議会議長 村崎浩史殿

# (提案理由)

競艇企業局の名称がボートレース企業局に改められたことに伴い、常任委員会の所 管の名称を改めるため、この条例案を提出するものである。

# 大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

大村市議会委員会条例(昭和34年大村市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務委員会の項所管の欄第5号中「競艇企業局」を「ボートレース企業局」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 大村市議会委員会条例 (新旧対照表)

## 改正後

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

名 称	委員の 定数	所管
総務委員会	9人	<ul> <li>(1) 企画政策部の所管に属する事項</li> <li>(2) 総務部の所管に属する事項</li> <li>(3) 財政部の所管に属する事項</li> <li>(4) 市民環境部の所管に属する事項</li> <li>(5) ボートレース企業局の所管に属する事項</li> <li>(6) 他の常任委員会の所管に属しない事項</li> </ul>
厚生文教委員会	8人	<ul><li>(1) 福祉保健部の所管に属する事項</li><li>(2) こども未来部の所管に属する事項</li><li>(3) 教育委員会の所管に属する事項</li></ul>
経済建設委員会	8人	<ul><li>(1) 産業振興部の所管に属する事項</li><li>(2) 都市整備部の所管に属する事項</li><li>(3) 農業委員会の所管に属する事項</li><li>(4) 上下水道局の所管に属する事項</li></ul>

2 議員は、前項の表に掲げる常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て常任委員を辞任することができる。

改正前

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりと する。

名 称	委員の 定数	所管
総務委員会	9人	<ul> <li>(1) 企画政策部の所管に属する事項</li> <li>(2) 総務部の所管に属する事項</li> <li>(3) 財政部の所管に属する事項</li> <li>(4) 市民環境部の所管に属する事項</li> <li>(5) 競艇企業局の所管に属する事項</li> <li>(6) 他の常任委員会の所管に属しない事項</li> </ul>
厚生文教委員会	8人	<ul><li>(1) 福祉保健部の所管に属する事項</li><li>(2) こども未来部の所管に属する事項</li><li>(3) 教育委員会の所管に属する事項</li></ul>
経済建設委員会	8人	<ul><li>(1) 産業振興部の所管に属する事項</li><li>(2) 都市整備部の所管に属する事項</li><li>(3) 農業委員会の所管に属する事項</li><li>(4) 上下水道局の所管に属する事項</li></ul>

2 議員は、前項の表に掲げる常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て常任委員を辞任することができる。